〇創価大学自己点検・評価実施規程 創価大学自己点検・評価実施規程

(目的)

第1条 この規程は、創価大学学則・創価大学通信教育部学則の各第1条の2並びに創価大学大学院 学則第2条に基づき、創価大学の自己点検・評価の実施に関する事項を定める。

(対象)

- 第2条 自己点検・評価の対象は、教育、研究及び管理運営の各分野とする。
- 2 自己点検・評価の分野・項目等の具体的な内容は、創価大学内部質保証推進委員会(以下、「推進委員会」という。)の指示を踏まえ、全学自己点検・評価委員会が実施の都度決定する。 (委員会)
- 第3条 自己点検・評価を実施するために全学自己点検・評価委員会(以下、「委員会」という。) を置く。
- 2 委員会のもとに次の分科会を置く。
 - (1) 各学部評価分科会
 - (2) 学士課程教育機構評価分科会
 - (3) 通信教育部評価分科会
 - (4) 各研究科評価分科会
 - (5) 研究所評価分科会
 - (6) 日本語・日本文化教育センター評価分科会
 - (7) アドミッションズセンター評価分科会
 - (8) 学生支援評価分科会
 - (9) 教育研究等環境評価分科会
 - (10) 財務評価分科会
 - (11) 情報公開評価分科会
 - (12) 社会連携·社会貢献評価分科会
 - (13) 管理運営評価分科会
- 3 前項各号の分科会は、必要に応じて専門検討部会を設置することができる。

(委員長等)

- 第4条 委員会に委員長と副委員長を置く。
- 2 委員長は学長が指名する。
- 3 副委員長は委員長が指名する。

(委員会の構成)

- 第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 副学長
 - (2) 各評価分科会主査
 - (3) 教務部長
 - (4) 学生部長
 - (5) キャリアセンター長
 - (6) アドミッションズセンター長
 - (7) 国際部長
 - (8) 本部事務局長
 - (9) 大学事務局長
 - (10) その他委員長の指名する者
- 2 その他各分科会の構成は次の通りとする。
 - (1) 各学部評価分科会 各学部長を主査とし、他に各学部の組織規模に応じた若干名の委員及び 各学部事務長
 - (2) 学士課程教育機構評価分科会 学士課程教育機構長を主査とし、他に学士課程教育機構の教 職員若干名
 - (3) 通信教育部評価分科会 通信教育部長を主査とし、他に通信教育部の委員若干名及び通信教

育部事務長

- (4) 各研究科評価分科会 各研究科長を主査とし、他に各研究科の組織規模に応じた若干名の委員、法科大学院・教職大学院各事務長及び委員長が委嘱する職員若干名
- (5) 研究所評価分科会 委員長が委嘱する教員を主査とし、他に各研究所長及び運営委員会委員 長
- (6) 日本語・日本文化教育センター評価分科会 日本語・日本文化教育センター長を主査とし、 他に若干名の委員及び国際部職員若干名
- (7) アドミッションズセンター評価分科会 アドミッションズセンター長を主査とし、他に委員 長が委嘱する教職員若干名
- (8) 学生支援評価分科会 委員長が委嘱する者を主査とし、他に学生部、教務部、キャリアセン ターの教職員若干名
- (9) 教育研究等環境評価分科会 委員長が委嘱する者を主査とし、他に教職員職員若干名
- (10) 財務評価分科会 財務部長を主査とし、他に委員長が委嘱する職員若干名
- (11) 情報公開評価分科会 企画部長を主査とし、他に委員長が委嘱する教職員若干名
- (12) 社会連携・社会貢献評価分科会 地域・産学連携センター長を主査とし、他に委員長が委嘱 する教職員若干名
- (13) 管理運営評価分科会 本部事務局長を主査とし、他に委員長が委嘱する職員若干名
- 3 委員会は、必要に応じて作業部会を設けることができる。
- 4 委員会及び分科会は、学生の代表を構成員とすることができる。

(委員会及び分科会の成立)

- 第6条 委員会及び分科会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 2 委員会及び分科会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

(任期)

- 第7条 委員会及び分科会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の任務)

- 第8条 委員会は、自己点検・評価の実施に関する次の事項について審議する。
 - (1) 自己点検・評価の実施組織等の体制
 - (2) 自己点検・評価の実施に関する規程の作成、改廃
 - (3) 自己点検・評価実施の組織単位
 - (4) 自己点検・評価の体系(視点・分野・項目)の設定
 - (5) 自己点検・評価の実施重点分野の設定
 - (6) 自己点検・評価結果の取り扱い
 - (7) 自己点検・評価の実施の周期
 - (8) その他必要と認めた事項
- 2 委員会は自己点検・評価の実施体制、実施方法、評価結果の活用等について定期的に見直しを行い、自己点検・評価制度の改善に努める。
- 3 委員会は、各分科会から提出された報告書に基づき、今後の大学の改善・充実策を検討のうえ、 「創価大学自己点検・評価報告書」を作成し、学長、推進委員会及び理事長に報告する。
- 4 委員会は、前項の報告書に基づいて、推進委員会から改善指示があった場合は、これに対応し、 改善状況を報告する。

(各分科会の任務)

- 第9条 第3条第2項に定める各分科会は次の任務を行う。
 - (1) 自己点検・評価項目の小項目等の設定
 - (2) 各分科会の運営に関する事項
- 2 各分科会は、第2条2項によって決定した項目について自己点検・評価を行い、委員会に提出する。

(企画調査室の設置・任務)

- 第10条 委員会のもとに企画調査室を設置する。
- 2 企画調査室に室長(1名)、副室長(3名以内)及び室員(若干名)を置く。

- 3 企画調査室の室長、副室長及び室員は教職員の中から学長が任命する。
- 4 企画調査室は、自己点検・評価の実施に関する企画・情報収集・広報・連絡調整及び報告書の作成に必要な事務を担当する。
- 5 企画調査室は、必要に応じて委員会・分科会にオブザーバーとして出席することができる。 (結果の公表)
- 第11条 自己点検・評価の結果は、本学ホームページ及び広報誌で公表する。

(結果の活用)

- 第12条 理事長及び学長は、自己点検・評価を実施した結果、改善が必要であると認めた事項について、大学の将来計画において、速やかに有効かつ具体的な措置を講ずるものとする。
- 2 各構成員、各機関・部局は、自己点検・評価の結果を積極的に活用して教育研究条件の向上、教育研究組織の充実及び管理運営の改善をはかり、大学の発展に役立てるよう努めるものとする。
- 3 自己点検・評価の結果について本学教職員以外の者による検証を行うことに努めるものとする。 (規程の改廃)
- 第13条 この規程の改廃は、委員会の議を経なければならない。